

平成30年度逗子市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年4月1日策定

1 策定の趣旨

本市では「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、本市が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障がい者及び在宅で就業する障がい者の経済面の自立を促進することを目的に、平成30年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①障がい者の雇用者数が5人以上②障がい者の割合が20%以上③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者の割合が30%以上）

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達を推進する物品等及びその調達目標

障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、平成30年度に達成すべき優先調達目標は7,000千円以上とする。

5 調達の実施及びその推進に係る事項

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、逗子市財務規則(平成3年逗子市規則第6号)の定めに従い、障害者就労施設等と契約を締結する。
- (2) 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、市内の障害者就労施設等で提供できる物品、役務等について情報収集を行い、各所属に対して情報提供を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 各年度において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 当該年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とし、組織全体で推進に取り組む。

8 調達方針の見直し

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本方針について必要な見直しを行う。

9 その他

- (1) 障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、本市が直接発注する物品、役務等に限らず、指定管理業務等において、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品、役務等の調達拡大が図られるよう検討を行う。
- (2) 物品等の調達のほか、障害者就労施設等からの公共施設等での物品の販売や市等が実施するイベント等での販売等、販売機会の確保や市民への周知に努める。
- (3) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、職員は私的購入においても率先し障害者就労施設等からの物品の購入に努める。

10 施行期日

この方針は、平成30年4月1日から施行する。